令和２年度第１回東北大学医療安全監査委員会報告書

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会規程第２条第１項に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

１．監査の方法

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会規程第２条第１項に基づき、東北大学病院における医療安全に係る業務の状況について、以下のとおり管理者等からの説明の聴取を行うことによって報告を求め、また、現場を巡視することによって現状を確認することにより、監査を実施しました。

・日　時：令和２年９月１０日（木）１４：００～１６：００
・場　所：３号館７階共用会議室
・委員長：武田　和憲（社会保険診療報酬支払基金宮城支部医療顧問）
・委　員：嶋森　好子（岩手医科大学看護学部長）
・委　員：三輪　佳久（齊藤・笹村法律事務所弁護士）
・委　員：原　　忠篤（東北医科薬科大学病院病院長補佐（事務部部長））

２．監査の内容及び結果

〇東北大学病院の医療安全について

Ⅰ．医療安全管理に係る体制

以下の項目について説明があった。

（１）医療放射線安全管理室の設置
（２）医療安全推進室の強化

Ⅱ．医療安全推進室の業務

以下の項目について説明があった。

（１）令和元年度インシデントの年間分析
（２）行動制限
（３）ＩＣマニュアルの改訂
（４）院内救急体制（ＭＥＴコール）
（５）せん妄の予防と早期発見
（６）その他の活動実績

Ⅲ．医薬品安全管理室の業務

以下の項目について説明があった。

（１）医薬品適正使用状況調査
（２）ＰＭＤＡへの有害事象報告
（３）未承認等医薬品に起因する重篤な有害事象が発生した場合の対応

Ⅳ．医療機器安全管理室の業務

以下の項目について説明があった。

（１）生体情報モニター 一元管理の取組

○院内巡視

材料部の巡視を行い、業務内容や実施状況を確認した。

３．総括

医療安全推進室のメンバーを強化したことによって、医療安全業務をより一層推進することが期待される。

行動制限の運用を整理したことは有意義な取り組みであり、評価に値する。記録の管理を行う仕組みも構築されており、今後の行動制限の運用の検証においても活用していただきたい。

インフォームド・コンセントについても、説明と同意が必要な項目を整理し、同席の基準を定めており、様式も整備されている。

ＭＥＴコールも優れた取り組みであるが、周知については課題があると思われるので、より一層の周知に努められたい。

せん妄対策については、今後高齢化が進むため、有効性が増すことが期待される。取り組みを継続し、ぜひ有効性を示していただきたい。

医薬品安全管理室、医療機器安全管理室の業務についても、今後も継続して取り組まれたい。

令和２年９月１７日

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会

委員長　　武田　和憲